

建築基準法第77条の28の規定による指定確認検査機関の情報開示

指定確認検査機関票	
この標識は、指定確認検査機関としての指定の主要な内容と、業務の内容を表示しています。	
指定の番号	宮崎県知事 第 1 号
指定の有効期間	令和2年4月1日から令和7年3月31日まで
機関の名称	一般財団法人 宮崎県建築住宅センター
主たる事務所の住所	〒880-0913 宮崎市恒久1丁目7番地14 電話番号 (0985) 50-5586
代表者氏名	理事長 森山 福一
業務区域	宮崎県の全域
指定区分	床面積の合計が500平方メートル以内の建築物
取り扱う建築物等	<p>次の各号のいずれかに該当し、かつ、階数が2以下のもの（令第146条第1項第1号のエレベーター、エスカレーター又は同項第2号の小荷物専用昇降機を設けるものを除く。）</p> <p>(1) 法第6条第1項第1号又は第3号に規定する建築物のうち、法第68条の10第1項の規定に基づき認定を受けたもの</p> <p>(2) 法第6条第1項第4号に規定する建築物（法第6条の2第3項に規定する構造計算適合性判定を要するものを除く。）</p>
実施する業務の態様	建築確認、中間検査及び完了検査